

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第3区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2005-90955(P2005-90955A)

【公開日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2005-014

【出願番号】特願2004-342230(P2004-342230)

【国際特許分類第7版】

F 2 4 F 7/013

B 0 1 D 46/10

【F I】

F 2 4 F 7/013 1 0 1 G

B 0 1 D 46/10 A

B 0 1 D 46/10 B

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月31日(2005.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

壁部等に設けた換気口に装着される形状で内部にファンモータを有した筒部とフランジ部とによりなる本体と、この本体のフランジ部を覆うように設けられる形状で中央部に通風開口が形成されるカバーと、このカバーの通風開口に設けられるフィルターとを備え、前記カバーは前記通風開口に格子を有し、前記フィルターは、前記カバーの格子と同方向の前記フィルターの保持部材を有し前記通風開口に着脱自在に設けられる換気装置。

【請求項2】

周囲に枠部を設けてフィルターを樹脂により形成した請求項1記載の換気装置。

【請求項3】

フィルターの枠部に、カバーの通風開口の縁部に係合させて前記フィルターを前記カバーに保持する爪を設けた請求項2記載の換気装置。

【請求項4】

カバーの前面を前方に膨出して湾曲面を形成し、フィルターを前記カバーの湾曲面に沿わせる構成とした請求項1～3のいずれかに記載の換気装置。

【請求項5】

カバーの表面側にフィルターを設けた請求項1～4のいずれかに記載の換気装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 6】

本発明の請求項1に記載の発明は、壁部等に設けた換気口に装着される形状で内部にファンモータを有した筒部とフランジ部とによりなる本体と、この本体のフランジ部を覆うように設けられる形状で中央部に通風開口が形成されるカバーと、このカバーの通風開口に設けられるフィルターとを備え、前記カバーは前記通風開口に格子を有し、前記フィル

ターは、前記カバーの格子と同方向の前記フィルターの保持部材を有し前記通風開口に着脱自在に設けられるものであり、フィルターをカバーから取り外し、繰り返し洗浄等、掃除ができる、このような掃除ができるフィルター付換気装置をフィルター無しの換気装置から容易に変換でき、しかも、フィルター付とフィルター無しの換気装置のデザイン的統一が得られるという作用を有する。